

ブレーン「レンタル・コレクション」について

「レンタル・コレクション」は、通常の販売楽譜とは異なり、「レンタル楽譜（貸譜）」としてのみ取り扱われる楽譜のことです。

レンタル楽譜とは、出版社がその作品の演奏に必要なスコアとパート譜を用意し、使用目的（演奏目的）に応じて演奏団体（学校など）に貸し出すシステムです。

使用目的に応じた所定のレンタル料金をお支払い頂きますと、定められた期間中、弊社より楽譜を貸し出し致します。演奏終了後は全ての楽譜をご返却ください。

基本原則：

(1) お申し込みについて

弊社オンラインショップから、または、専用のFAX申込用紙でお申し込みください。

(2) レンタル料金のお支払いについて

オンラインショップからお申し込みの場合は、「コンビニ決済（前払い）」、「代金引換（配達時にお支払い）」、「クレジット決済」からお選びいただけます。

FAXでお申し込みの場合には、「代金引換（配達時にお支払い）」のみでのお支払いとなります。

(3) 演奏や録音等に関する著作物使用料について

別途、日本音楽著作権協会（JASRAC）等の著作権管理事業者が徴収いたします。演奏や録音等の際には必ず楽曲名・作曲者名（編曲作品の場合は編曲者名を含む）・出版社名を日本音楽著作権協会等にお届けいただき、所定の著作物使用料をお支払い下さい。コンサート等のプログラム・パンフレットには、必ず楽曲名・作曲者名（編曲作品の場合は、必ず編曲者名を含む）の記載をお願いいたします。

(4) レンタル期間について

演奏許諾書にある貸出日より1年間です。期間満了までにご返却ください。返却にかかる送料は、お客様のご負担とさせていただきます。ご返却が遅れた場合には、延滞料金を請求いたします。レンタル楽譜は、1年を越えて使用することはできません。

ご利用期間が1年を越える場合は、一度返却いただき、新たにお申し込みください。

また、楽譜発送後のキャンセルおよび楽曲の変更はお受けできません。お間違いのないよう、ご注文ください。

(5) 無断複製の禁止

無断複製（コピー等、方法の如何を問わず）は、著作権法で禁じられております。ただし、演奏者数の都合により、パート譜の補充が必要な場合に限り、必要部数のコピーを認めます。返送の際にはコピーされたパート譜も必ずご返却ください。

(6) 第三者の使用禁止

演奏許諾書に記載された演奏団体（契約団体）以外の第三者が楽譜を使用することはできません。万一、上記演奏団体（契約団体）に貸出した楽譜が他の団体で使用された場合は、全てのコピー譜を没収させていただき、契約団体及び使用された団体に損害賠償を請求いたします。

(7) レンタル楽譜を紛失された場合には、紛失補償金（スコア譜 12,960円（税込）

／パート譜 1部 1,080円（税込））をご請求いたします。

以上、レンタル楽譜システムの円滑な運営のためご協力をお願いいたします。

(*) レンタルスタート時期及び料金・サービス内容は諸事情により予告なく変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。